

広島県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年二月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十年二月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

中北川根線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)		備考	
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
安芸高田市美土里町北字押出原六六六番一地从先から 安芸高田市美土里町北字押出原六六四番二地先まで		新	旧	七・五〇	八・〇〇	七二・〇〇	七一・〇〇	拡幅	
安芸高田市高宮町川根字中津六七〇番地先から 安芸高田市高宮町川根字中津六七三番地先まで		新	旧	一・八〇	六・二〇	二五〇・〇〇	二五〇・〇〇	拡幅	
安芸高田市高宮町川根字中津六五五番一地从先から 安芸高田市高宮町川根字中津六五八番一地先まで		新	旧	六・二〇	四・〇〇	七四・〇〇	七四・〇〇	拡幅	
安芸高田市高宮町川根字中津六四四番一地从先まで		新	旧	四・四〇	七・六〇	七二・〇〇	七五・〇〇	拡幅	